

平成30年度第4回子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成30年7月27日（金）午後7時30分から午後8時45分まで

場 所：元気館2階 農事研修室

出席委員（13名）

足立 経彦	千賀 智恵子	安達 悦生	為村 恵美子
前場 恵理	浪江 圭子	白須 義記	飯塚 翼
有吉 裕輔	塩野 浩士	牛田 文子	井上 雄樹
山下 美保子			

欠席委員（7名）

藤原 悟	増田 明美	植田 友香理	能勢 光子
井上 雄策	杉本 直人	山城 涼	

事務局

浪江子育て応援課長	下川 主幹	前野 主幹	杉本 係長
堀口 係長	今井 主任	安達 主査	

会議の要点

- (1) 小学校（加悦地域）再編計画について（経過報告）
- (2) 認定こども園整備計画に向けた取り組みについて（経過報告）
- (3) 認定こども園の運営に係る民間活力の導入について
- (4) その他（病児病後児保育事業、産婦健康診査事業、産後ケア事業、
新生児聴覚検査費用助成事業、特別警報時の園対応について）

会議内容

1 開会

2 あいさつ（会長）

3週間前の大雨で被害を受けられた方もいるかもしれないが、広島や岡山では大変な災害となっており、お見舞いを申し上げます。テレビを見ていると、このようなことになると思わなかったと。ここ数年、天変地異に近いような災害が起きているが、今までの経験値では計り知れないような被害になっている。次は台風が来るということですが、この台風も今までと全く違う方向から来るようだ。みなさんも過信せず、ご家族は「大丈夫だ」と言われるかもしれないが、慎重に対応していただきたい。

今日の子ども・子育て会議だが、加悦地域の小学校の再編・認定こども園整備計画に向けた取組について・民間活力の導入についてという3テーマで行く。ほぼ報告事項に近い内容になるが、皆様方の疑問や意見をどんどんとぶつけていただけたらありがたい。

3 委員の交代について

事務局：委員の任期については2年任期としてお願いをしているところだが、ご都合により4名の委員さんが交代をされているので、ご紹介させていただく。委員名簿をご覧いただきたい。左に通し番号をつけているので、参考にして下さい。まず、10の浪江委員です。子育て支援センター指導員選出の委員です。次に、13の飯塚委員です。桑飼保育園保護者会会長職の選出です。続きまして、14の有吉委員です。加悦保育園保護者会会長職の選出です。最後に、15の塩野委員です。与謝保育園保護者会会長職の選出です。なお、任期は、前委員の残任期間、平成31年6月30日までとなっている。以上、4名の委員さん、宜しくお願いいたします。

併せて、事務局もこの4月の人事異動により若干代わったので、自己紹介で報告させていただく。なお、委員名簿の事務局の覧にあるように、学校教育課の柴田課長、西原課長補佐がいるが、本日、与謝地区の町政懇談会の対応として欠席させていただいており、代わって、学校教育課より、杉本係長と堀口係長が出席しているので、ご了解いただきたい。…事務局（自己紹介）…

4 議事

(1) 小学校（加悦地域）再編計画について（経過報告）

会長：それでは、議事（1）小学校（加悦地域）再編計画について（経過報告）について説明をお願いします。

事務局：これまでの子ども・子育て会議にて、加悦地域小学校再編計画の経過や再編計画の概要について説明しているので、再編に向けた取り組みや今後の進め方等について経過報告及び説明をさせていただく。

まず、資料1-1「小学校再編計画、及び認定こども園整備計画（案）等に向けた取り組みについて」をご覧いただきたい。

前回3月7日の子ども・子育て会議でもお示ししたが、学校再編を進める上では、保護者の方や地域の方々に丁寧な説明が必要と考え、昨年の10月から今年の3月にかけて、小学校・保育園の保護者とPTA役員会への説明会を延べ13回、各校区の全町民を対象として、延べ4回の説明会を開催させていただいた。

資料1-2「説明会における意見・質疑内容」をご覧いただきたい。6ページまでが保護者説明会、7ページ以降が地域説明会での意見で、数多くの貴重なご意見を頂戴している。時間の都合もあり、主だったもののみ報告させていただく。

PTAからの意見としては、

- ・子どもたちの教育環境を最優先として、再編を進めてほしい
- ・早く統合してエアコンの整備やプールの修繕を行ってほしい
- ・少子化が進んでいるので、再編は仕方ない
- ・再編を進めるには保護者の意見を十分に聞いて進めてほしい。

そのほかでは、再編後の学校運営に関する質疑が多く、その大半は、通学方法や通学路に関するものであった。通学方法では、通学距離や、バイパス横断などの安全面に応じてスクールバスの運行を行ってほしいとの意見が多くあった。再

編そのものに反対の意見はなかったものと考えている。

地域説明会では

- ・再編の合意形成をどのように確認するのか
- ・再編後に廃校となった学校等の跡地利用はどのように考えているのか
- ・地域の振興策についてプランはあるのか
- ・スクールバスの運行や防犯対策については、具体的な案を示して再編について合意を得るべきではないか

との意見をいただいている。

時間の都合により主だったものの報告となったが、小学校の再編そのものに対しては、大きな反対意見はなかったものと考えている。

しかしながら、大きな反対意見がなかったものの、小学校の再編の合意形成の確認をどのように行うかが課題であり、4月18日に開催された加悦地域区長会において相談させていただいた。

各区における合意形成の確認方法については、区の役員会になるのか、隣組長会になるのか、それとも区の総会になるのかは、それぞれ区長さんの判断にお任せすることとなったが、その結果を踏まえ、8月10日に開催される加悦地域区長会において、再編に同意いただけるのかどうかのご返答をいただくこととなっている。

資料1-3「加悦小、与謝小、桑飼小学校づくり準備協議会検討事項」をご覧ください。

加悦地域区長会からの同意が得られましたら、再編後の学校運営に必要な事柄を決めていただくべく、学校づくり準備協議会の設置を行う予定としている。

準備協議会については、各地区、各小学校PTA、各小学校教員、教育委員会事務局職員にて、約40名程度の構成を考えており、再編に関する諸問題等を協議する組織として、素案であります資料1-3にあるように、委員全体で協議する協議会と、総務調整部会、通学路安全部会、PTA運営部会、教育課程連携部会、管理運営部会の5つの部会に分かれ、学校名や校歌、スクールバスの運行計画など、多くの事柄を協議・決定していただく予定としているが、先進地の京丹後市の例をお聞きしましても、準備協議会設立から再編後の小学校の運営まで、少なくとも1年6か月以上の期間が必要となることから、加悦地域区長会の再編同意を得られましたら、速やかに準備協議会を設置したい。

以上、簡単ですが、加悦地域における小学校再編計画の経過報告と今後の進め方のご説明とさせていただきます。

会 長：この件について、ご意見・ご質問はあるか。(特になし)

(2) 認定こども園整備計画に向けた取り組みについて(経過報告)

会 長：それでは(2)認定こども園整備計画に向けた取り組みについて(経過報告)説明をお願いします。

事務局：それでは、「(2)認定こども園整備計画に向けた取り組みについて」の経過につきましてご報告させていただき、続いて(3)認定こども園の運営に係る民間活

力の導入についても続けて説明させていただきたい。

まず、お手元にお配りした『与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画』をご覧ください。これまでも、整備計画の案として、委員の皆さまにご報告ご協議をいただく中、いくつか修正し、この6月に案を取った形で整備計画として、町のHPにアップさせていただいた。町のHPにアップしたものが、お手元の『与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画』です。その修正点について、若干お伝えさせていただく。整備計画に黄色の付箋をつけた11ページをご覧ください。修正箇所を青でマーカーしている。上の表「整備スケジュール」の三河内幼稚園の閉園の時期を案では30年末としていたが、1年延長して31年度末に修正している。また、下段の〈加悦地域こども園（仮称）の概要〉の「候補地」としていたものを「計画地」に修正した。めくっていただき、12ページの中段、同じく〈野田川地域こども園（仮称）の概要〉の「候補地」としていたものを「計画地」に修正した。

また、同じページの赤でマーカーした部分には、「民間導入も視野に入れる」という内容を記載している。この民間導入の進め方については後程、別項目を立てているので、そこで説明させていただく。

さて、認定こども園整備計画に向けた取り組みについてのこれまでの経過については、小学校の再編計画の中で、資料1で見ていただいた表のとおりですが、3月7日に行なった子ども・子育て会議第3回会議以降の経過についての概要を説明する。

右肩に資料2とある「『与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画』に係る経過報告について」をご覧ください。まず、黒丸（●）の加悦地域こども園（仮称）ですが、整備時期や計画地については、これまでも説明してきたとおり、平成33年度からの開園を目指し、桑飼小学校の敷地内に整備する計画としている。

そこで、今年度の予算として、新園舎の基本設計・実施設計委託料を計上し、まず、基本設計について、入札により阿波設計事務所に委託し、11月までの期間で基本設計を仕上げる予定で進めている。

また、この基本設計については、新築事業検討委員会を立ち上げ、本日も子ども・子育て会議に出席していただいている、飯塚委員・有吉委員・塩野委員の他、加悦地域の保育園の各保護者会の副会長さんにも検討委員会の委員としてお世話になるほか、子ども・子育て会議からは足立会長と為村副会長に委員としてお世話になり、基本設計について検討をしていただくこととしている。第1回は、8月9日を予定している。お世話になります委員さん、宜しくお願いします。

次に、野田川地域のこども園については、平成34年度からの開園を目指し、現在の中央公民館・野田川体育館・学校給食センター・与謝野町商工会本所が所在する敷地内に整備する計画としている。

計画地となっており中央公民館や体育館など、現在利用されている方々がおられるので、まずはその利用者の方々への説明から始めさせていただいている。説明は、所管課の社会教育課を中心となって、6月27日から利用者への説明を始めている。

さて、野田川地域のこども園については、民間導入も視野に入れて検討することとしている。

加悦地域のこども園については、既に基本設計に入っているため、これから選定をしていくには時間的な余裕がないこともあり、野田川地域に絞っての検討を進めている。

まずは、手始めに、地元で運営をされている学校法人や社会福祉法人への意向調査から始めている。資料3-1をご覧ください。続けて、(3)の認定こども園の運営に係る民間活力の導入について、ご説明させていただく。

(3) 認定こども園の運営に係る民間活力の導入について

事務局：資料3-1では、意向調査に係る基本的な考え方を記述している。意向調査の考え方については、先程もご説明したとおり、整備計画に基づき、民間活力の導入を視野に入れて、進めていく。そのためには、まず、学校法人や社会福祉法人に野田川地域の認定こども園の設置・運営をしていただく意向があるかどうかを確認しなければならず、意向調査を実施することとした。

調査にあたっては次のとおりの条件を設定した。与謝野町の中小企業振興基本条例に基づき、与謝野町内において、社会福祉事業若しくは、保育園や幼稚園などの就学前の教育・保育事業を10年以上運営している、社会福祉法人若しくは学校法人の法人格を持っていることとした。

この条件に合う社会福祉法人、学校法人は、そこに記述した5法人です。回答期間を7月20日として既に結果が出ており、法人の後に○印と×印がついているが、これが調査の結果です。資料3-2に実際に各法人に送った調査票を付けている。見ていただくと、「意向があるか」、「意向がないか」のみの調査内容となっている。

「意向がある」と回答された社会福祉法人北星会は、明石地区にある「与謝の園」を運営されている法人で、学校法人聖パウロ学園は、加悦聖三一幼稚園を運営されている法人です。

今後、意向があると回答していただいた2つの法人に、詳細なヒアリングを実施して、検討をしていきたいと考えている。

委員の皆さんには、この認定こども園への民間導入についての客観的なご意見をお伺いして、今後の検討の参考にさせていただきたい。

以上、(2)と(3)についてまとめて説明させていただいたが、認定こども園整備計画に向けた取り組みについての経過報告とさせていただく。

○質疑応答

会長：ありがとうございました。候補地が計画地ということで、加悦は桑飼小、野田川は中央公民館・野田川体育館・給食センター・与謝野町商工会本所の跡地。加悦については公設公営で、野田川については民間活力の導入についてみなさんからのご意見がいただきたい。北星会と聖パウロ学園について具体的なイメージはみ

なさん湧きますか。

事務局：意向をお示しいただいた2ヶ所について分かる範囲について説明する。まず、北星会は、町内では与謝の園を運営されている法人です。他には宮津市にある特別養護老人ホーム天橋園・天橋の郷、須津にある老人保健施設なぎさ苑といった、高齢者の福祉施設を運営されている法人。これまでには高齢者福祉以外の取り組みはされておらず、児童福祉分野については初めて参入を考えておられ、経験は全くないという状況。

学校法人聖パウロ学園については、加悦聖三一幼稚園の運営をされている学校法人。名称からイメージが湧くと思うが、キリスト教系の学校法人。日本聖公会という大きな宗教法人がてっぺんにあり、そこから枝分かれをして学校や幼稚園を運営されている法人。主な学校は立教大学、京都市内なら平安女学院、他にも聖路加病院も手がけている。幼稚園については京都教区では40近い幼稚園等を運営・経営をされているということで経験豊富な法人である。聖三一幼稚園は利用者数がかかなり減り縮小となっているが、法人全体については規模の大きな法人である。簡単だが補足させていただく。

会長：ありがとうございました。この2つが今のところ、内容は別として「運営されますか？」と聞くと「運営するつもりはある」と回答されたところ。どういう風を選んでいくか、民設民営か公設民営であるか等は今からということで、今は民間活力がこういう分野に入ってくることについてのご意見を伺えばよいということですね。この話が進んでいっても、また経過報告いただいて、意見も言わせてもらえるという状況。

委員：意向を示されている2ヶ所のうちどちらか…ということで、共同ではないということか。1つ、親として、他のこども園と同様の平等な保育がやれるのかという不安が少しある。今からだとは思いますが、民間参入という形になると、どういった形で縛るといえるのか、法人の意向がどれくらいまで通されて、その他のこども園とどのくらい同じ保育・教育になるのかが伺いたい。

事務局：民営化となるとメリット・デメリットが出てくるのが想定される。一般的に言われるのは、「公設の認定こども園と私立の認定こども園では教育内容や保育内容に大きな差異が出るのではないか」「人件費等も公設より民設の方が運営費は低くなるので、保育教諭の質が下がるのではないか」と、色々読んでみると、懸念材料として出ている。一方では公設だけではなかなか活性化しないサービスを民間が入ってくれることによって、公営でできなかったサービスを作っていただくメリットもある。

基本的には認定こども園の認可は京都府から受けていただき、その運営を町が委託するという形になるため、当然町の教育・保育要領に基づいて運営していただくことが前提。しかし、全てを縛り上げることはならないと思われるため、認定こども園の特徴をいかに出させていただくか、プラスになる特徴を出していただくための関わりを町はしていかななくてはならないと思っている。始まってみないとわからないところは大きいであり、手を挙げていただいた法人のどちらになるかもこれから判断することになるが、その辺りの考え方は十分聞き取り

をする。また場合によっては候補が絞られる段階において、この会議へ代表責任者に来ていただき、その保育・教育の考え方について聞き取っていただく機会も設けさせてもらう必要もあるかと思っている。今のところはその程度のお答えしかできないが、懸念材料を1つでも減らして活性化していく形を模索していきたい。

委員：こども園は加悦地区の方が前もってできるが、与謝野町内であればどこの園でも選択できるということではよかったか。民営化されるに当たって、保護者への説明も併せてしていただきたい。

事務局：これまでにない形態を取り組んでいく上では、住民のみなさん、特にご利用いただく保護者のみなさんに、この内容を十分に承知していただいた上で展開していく必要があると思っている。行政コストの低下だけを目的にやっているというイメージではなく、みなさんにとって有利な形のものを作り上げるためには、多くのご意見をいただきながら、十分に納得いただける形を取れるよう努力したい。選んでいただけることについてですが、1つは公設も含めて「選ばれる認定こども園」にしていきたいと思う。切磋琢磨しながら公立の良さ・私立の良さを十分に出して、その中で選択できるという形を作り上げることが重要だと思う。既に高齢者福祉がそのような形だが、児童福祉についても同様の中身にしていきたい。

会長：ありがとうございます。他にご意見・ご質問等ありますか。

委員：町内の社会福祉法人から選び、この2ヶ所が手を挙げられて、今後話し合いされると思うが、折り合いがつかなかった場合は公立でいかれるのか、京丹後市等の町外の法人も考えているのか。

また、聖パウロ学園だとキリスト教関係なので、その特色がどうなのか。「えっ、うちはキリスト教じゃないわ」という家もたくさんおられると思うし、宗教が違うということでの選択肢も出てくると思うので気になる。

事務局：まず法人の選定については、下川からの説明にもあったが、与謝野町には中小企業振興基本条例があるため、まずは町内で事業に積極的に取り組みたい法人に期待をかけたいということで、今回は5法人を選び、意向を確認させていただいた。認定こども園の運営をしていただく条件が社会福祉法人か学校法人ということになっているので、そういう意味でも5つに限定された。今後、2者と協議をしていく中で両者とも不調に終わった場合はどうなるのかということについては、何が何でも民設民営かと言われると、そこは十分考えていかななくてはならないと思う。しかし、基本的には民営ということは視野に入れたいため、場合によっては外に広げていくことはあるかと思うが、今のところはこの2者で参画してもらえそうな形になれば一番良い形だと思う。

もう1つ、聖パウロ学園がキリスト教系だということについては、実は私共も気になっており、意向を示していただいたときに代表者に町へお越しいたいただき、町長とも既に懇談していただいたが、町長もこの宗教色が地域のみなさんにとってアレルギーにならないかと懸念しており、代表者にしっかり聞き取りをされた。既に他府県でもこのような取り組みをされている中で、行政側に、賛美

歌などの、そういった形のものを出さないで欲しいと言われればそのようにさせていただくとのことだった。まだ聖パウロ学園に決まったわけではないが、仮に有力な候補になったときには民営をされている施設をみなさんで視察にいらしていただくことや、行政が関わっておられるところがあるので行政の声も聞いていただき、懸念材料がどうだったかということを確認していただくことは可能だろうと。ただまだ1回の懇談のため、全てを把握できている訳ではないが、そこはあまり大きな心配はいらぬような印象を受けている。

委員：ありがとうございます。最初に聞くと保護者はそこが一番気になると思うため、決まった際にはその説明を保護者にまずしっかりとお願いしたい。

会長：ありがとうございます。他にご意見・ご質問等ありますか。

委員：そもそもなぜ民営化という話が立ち上がったのか。もう少しそこがお話いただきたい。

事務局：おっしゃるとおり。1つは先ほど申したとおり、公設だけの形態だと、例えば保護者からのニーズとして、1例ですが休日保育等に取り組みにくい状況・現実にも取り組んでいない状況だが、そういったサービスについては民間の方が柔軟に対応していただけることがある。保育内容・教育内容についても民間ならではのノウハウがあると思っている。その違いを今明らかになると言われると難しいが、そういった違いがある中でお互いが競争もしながら子ども達のために保育・教育サービスを充実させていくという起爆剤になるのではないかと。

もう1つははっきり申し上げておく必要があると思うが、行政コストの問題。保育・教育にかかる費用は大きなものがあり、公設で全てをやりきりというのは非常に経費が高くついており、今後もそれをやり続けることは財政上厳しいところ。そして施設1つを建設するにしても、公立では建設費に対する補助金がなく、全て町が負担しなければならない。そこに民間が入っていただけると、名目では国から1/2程の補助金が出ていただける。園舎建設に行政が支援をすとしても、行政が丸々建てるよりはるかに低い金額・負担で園舎が建設できる。

その2つの見解で案を出している。行政コストを下げるためだけではないということをご理解いただきたい。サービスの向上を図るための1つの手段・方法だということをご理解いただきたい。

委員：大変よくわかります。大きいところとしては保育料のことだが、民営になった場合はそこが決められた価格となるのか。

事務局：保育料は町が条例で定めた保育料を徴収するということになるため、公立と民営との差は出ないことが原則。今、国では無償化という話が出ており、来年の10月頃にそれが実現すると、両方が無償化ということになる可能性もあるが、基本は同じ保育料。

会長：ありがとうございます。他にご意見・ご質問等ありますか。もしご意見がないようでしたら、この子ども・子育て会議としては、野田川こども園に関しては民の活力も含めた形で進めていただいて良いということ。中身については多少意見も言わせていただけるという形ですが、それでよろしいか。これがすぐに表に出

ることではないと思うが、次の会議開催が数ヵ月後になって、新たに保護者の耳に入って「子ども・子育て委員されているけど、どういうことなん？」と言われることもあるかもしれないので、その時には今の説明程度の「町が野田川に民営の力を入れるのはなぜか」といった辺りをしっかりと応えていただけるといいのかなど。また今日の議事録についてはみなさんのお手元に届く。皆が忘れるまでに確認できるようなタイミングで配ってもらうようお願いしたい。(2)(3)についてはこれで終了したい。

(4) その他

事務局：1点お伝えする。病児病後児保育事業について。例えばインフルエンザで保育園に行ってはいけない状態のとき、向こう5日間程保育園をお休みしますという状況で、なかなかお仕事も休みにくいというときに、保育園の代わりに預かってもらえるところがないかというところがこれまでから懸念材料になっていた。与謝野町については病児病後児保育をできる施設がない現状だったが、宮津市・伊根町との1市2町と一緒に北部医療センター（与謝の海病院）と話す中で、病院の敷地の一角で病児病後児保育をスタートしてもらえないかという話をさせてもらえることとなった。ついでには丹後保健所にもオブザーバーとして会議に入ってもらいながら、今担当でワーキング会議をしている。懸念材料になっていることや、どういった規模感で、何人くらいだったら預かりできるのか、病気を抱えた状態で保育に入られるため、お医者さんの巡回であったり看護師の配置だったり、制度的にハードルが越えられるのか…と懸念材料を積み上げながらどうやって開設できるかという会議をやっと始められることになった。7月26日に福知山市民病院で福知山市がやっている病児病後児保育を見学にいかせてもらい、実際どんな運営形態になっているかを勉強し、これからもう少し詳細をつめて実現できるように進めていく。実際に開設できるように進めていこうとしているので報告する。

会 長：ワーキングのスケジュール、決定までの目標期間はあるか。

事務局：子ども・子育て支援事業計画では平成31年度中に開設を目標にすること謳っており、町としては31年度中の開設を目指している。超えなければならぬハードルもたくさんあるため、少しずつでも進めたい。

会 長：ありがとうございます。1年ぐらいかけていくことと思う。その他にあるか。

事務局：平成30年度に新たな事業を3つおこなっている。子ども・子育て会議では学校の再編や認定こども園の話が中心になりがちだが、子育て応援課では子ども子育て全般の事業を行っているので紹介させていただきたい。

1つは産婦健康診査という事業をこの7月スタートをする。これは産後うつを予防することが目的。産婦の方の1～2割が産後うつの症状になるということが統計上言われているが、与謝野町でも年間130～150人の子が新生児として出生しているので、1割であっても15人程度のお母さんが産後うつの症状に陥られる傾向があることが懸念される。そのため、産後2週間～1ヶ月の間に産婦健康診査を病院で受けていただく。産後うつの傾向があるか見つけ

る1つの方法として、エジンバラ産後うつ病質問表というものがあるようで、それを活用して、その傾向がある人については適切な指導・助言をしていただくことに結び付けていく診査をするということです。1回に5千円程度の診察料がかかるようなので、全額行政負担とし、負担としては国1/2、町1/2。そういった事業を7月1日に出産されたお母さんから対象に、順次対応をしていきたい。京都府内の京都府医師会・助産師会に加入されている病院でしたらこの事業が受けられる。与謝野町では北部医療センターがほとんど（9割方）なので、そこで診察受けていただくことを推奨していきたい。

続いて2つ目です。産後健康診査をして、うつ傾向や、そのことが起因して児童虐待に繋がることがある。そういった方のケア事業を起こしたいと思う。産後ケア事業については、宿泊型・デイサービス型という2通りの事業形態を考えている。宿泊型については病院のベッドを利用して展開をする予定。今、確実に契約できるのは弥栄病院。北部医療センターについても先日説明に行った際に積極的に対応をしていきたいとの申出をいただいたので、調整して1日も早く委託できるようにしたい。デイサービス型についてはいわゆる日帰りでの施設を利用して色々な支援を受けていただくということで、今回は峰山福祉会の乳児院を委託先として考えている。産前の妊婦健康診査から、切れ目の無いサービスを提供していけるようにこういった事業を展開したい。

3つ目に、新生児の聴覚検査費用助成事業を新設した。生まれたすぐの赤ちゃんの聴覚検査をすることによって、耳の障害があるかないかをいち早く察知して、治療にあたるようにする。費用的には2～5千円と検査によって内容が違うようだが、それを負担しにくい家庭もあるように聞いている。これは実は助産師から「こういった検査を受け易い環境づくりを町として考えてくれないか」とご意見・ご提案をいただき、早速取り組もうということ。府内では初めての取り組みで、与謝野町が先陣を切って助成をさせていただく。既に話題になっており、管内でも他の市町や京都市も問い合わせをいただいております。府内にも広まっていくかなど。金額の大小ではなく、こういった取り組みを先陣切ってできることは私共も喜ばしい。

以上、3つの事業を展開するので、産婦の方にお伝えできる機会がありましたらよろしくお願ひしたい。

最後に、災害の話があったが、台風12号が接近している。7月7日に大雨特別警報が出て、特別警報が初めて与謝野町内で発令された。土曜日で幼稚園は休園日だったが、保育所・認定こども園の受入についてどうあるべきか検討し、結果としては、福祉施設であるということ、警報時には従前から受入しているということから、特別警報であっても、どうしてもお仕事の関係などで預けなければならないという方がおられるかと推察し、開所した。21名の子どもをその日受け入れをしたが、通常時の1/6程度の人数だったと思う。そのときはそう判断をさせていただいたが、色々なご意見をいただき、特別警報はいわゆる命に関わる警報であり、避難指示が出されるような内容でありながら、保育所・認定こども園・幼稚園で受け容れるのはどうなのかという意見もあつ

た。近隣の状況を確認したところ、当町と同じ考え方で開所されていたのが伊根町、特別警報は休園せざるを得ないということで京丹後市・宮津市は休園されていた。庁舎内で検討して最終的に確定したことは、特別警報が出た時点で休園という扱いにさせていただきたい。時間的に言うと、町内で一番早いと7時半に園が開くところがあるので、7時に特別警報が出ていた場合は休園とさせていただきます。特別警報が10時半までに解除された場合は午後1時から受入をする。ただし給食の手配はその日はできないため、お子さんが食事をとった上で1時に来園されたらお預かりする。10時半以降に特別警報が解除された場合は、そのまま1日休園という扱いにさせていただきたい。色んな事情がありだろうということは十分に推察されるが、理由如何問わず休園で、受入は一切させていただかないという決定をしたので、ご理解をお願いしたい。本日付で保護者の方に通知をしたので、色んなご意見があると思うが、子どもの命が最優先ということでそういう判断をさせていただいたことについてお願いしたい。

会 長：最後の件について、今日の保護者への案内だけで告知は終わりか。

事務局：次の特別警報時には電話の連絡網でしっかりお伝えするようにする。HPには今日アップをしている。他にも色んな方法でお伝えしていきたいと思うが、紙を配ったのであとは各自でご判断を…ということは考えておらず、少なくとも次の特別警報時には連絡網でしっかりお伝えしたい。

会 長：連絡網と、あとは何を見たらわかるのかという部分もしっかりお伝えしていただきたい。台風で自分の身は自分で守りましょうということがニュースで言われているが、かつてないこと。避難指示が出た3週間前、京都市で足止めをくらって帰って来られなかった。避難指示が出たときには外に出る方が危ないタイミングだったということもある。自分で情報を入手して自分の身は自分で守る。自分の親が「あんなの大丈夫だ」と言っても、何が何でも連れて行くこともあろうかと思うので、みなさん気をつけてほしい。

5 閉会

副会長：暑い中、今日も仕事終りに会議に出席いただきありがとうございました。会議の間が空くため、どうだったか思い出しながらなところもあるが、みなさんも何でも分からないことは会議の中で聞いていただき、町内でどうだったかと聞かれたらこんな感じだと伝えていただけるようお願いしたい。お疲れ様でした。